

焼津市建設工事執行規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>○焼津市建設工事執行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和53年8月24日規則第14号</p>   | <p>○焼津市建設工事執行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和53年8月24日規則第14号</p>   |
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第9条）</p> <p>第2章 請負契約（第10条—第17条）</p> <p>第3章 建設工事の施工（第18条—第37条）</p> <p>第4章 建設工事の検査及び引渡し並びに支払（第38条—第50条）</p> <p>第5章 請負契約の解除（第51条—<u>第55条</u>）</p> <p>第6章 雑則（第56条—第61条）</p> <p>附則</p> <p>第1条</p> <p>～ 略</p> <p>第9条</p> <p>（通則）</p> <p>第10条 請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>2 請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>3 請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書（仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>4 請負契約における期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。</p> <p>5 請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>6 請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的な管轄裁判所とする。</p> <p>7 請負契約に定める請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>8 請負者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第11条 略</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第12条 請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第9条）</p> <p>第2章 請負契約（第10条—第17条）</p> <p>第3章 建設工事の施工（第18条—第37条）</p> <p>第4章 建設工事の検査及び引渡し並びに支払（第38条—第50条）</p> <p>第5章 請負契約の解除（第51条—<u>第55条の4</u>）</p> <p>第6章 雑則（第56条—第61条）</p> <p>附則</p> <p>第1条</p> <p>～ 略</p> <p>第9条</p> <p>（通則）</p> <p>第10条 請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>2 請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>3 請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書（仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>4 請負契約における期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。</p> <p>5 請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>6 請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的な管轄裁判所とする。</p> <p>7 請負契約に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>8 請負者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第11条 略</p> <p>（契約の保証）</p> <p>第12条 請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保</p> |

証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証
  - (3) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したのものに限る。）
  - (4) 公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。

- 3 第1項の規定により、請負者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、請負者は保証の額の減額を請求することができる。
- 5 請負者は、第1項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第5号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。
- 6 焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第10条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を市長が設けた場合において、当該調査基準価格に満たない価格で契約を締結したときは、第2項及び第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えるものとする。

第13条

～ 略

証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証
  - (3) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したのものに限る。）
  - (4) 公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。

3 請負者が第1項第2号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、請負者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、請負者は保証の額の減額を請求することができる。
- 6 請負者は、第1項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第5号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。
- 7 焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第10条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を市長が設けた場合において、当該調査基準価格に満たない価格で契約を締結したときは、第2項及び第5項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えるものとする。

第13条

～ 略

第14条

(下請負人の通知)

第15条 請負者は、下請契約を締結したときは、直ちに次に掲げる事項を市長に通知しなければならない。

- (1) 下請負人の住所及び商号
- (2) 下請契約の内容
- (3) 下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号

2 前項の規定による通知は、下請負人通知書（第8号様式）により行うものとする。

第16条

～ 略

第20条

(監督員)

第21条 市長は、監督員を置いたときは、その者の氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行行使する。

- (1) 請負契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する

第14条

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

第14条の2 請負者は、第51条の2第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 請負者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 請負者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、請負者に対して、当該契約の解除（請負者が当該契約の当事者でない場合において、請負者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により市長が請負者に対して当該契約の解除を求めたことによつて生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによつて生じる下請契約の当事者の損害については、請負者が一切の責任を負うものとする。

(下請負人の通知)

第15条 市長は、下請契約を締結した請負者に対して、必要に応じて次に掲げる事項の通知を請求することができる。

- (1) 下請負人の住所及び商号
- (2) 下請契約の内容
- (3) 下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日及び許可番号

2 請負者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、下請負人通知書（第8号様式）により行うものとする。

第16条

～ 略

第20条

(監督員)

第21条 市長は、監督員を置いたときは、その者の氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行行使する。

- (1) 請負契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する

指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第24条第2項及び第3項において同じ。）

3 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

5 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、承諾及び解除であつて請負者が市長に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて市長に到達したものとみなす。

6 市長が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、市長に帰属する。

(主任技術者、現場代理人等)

第22条 請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）

(2) 専任の主任技術者（法第26条第3項の規定により専任のものでなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）

(3) 専任の監理技術者（法第26条第3項の規定により専任のものでなければならない同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(4) 監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者（法第26条第4項の規定により選任された専任の監理技術者をいう。以下同じ。）

2 請負者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第24条第2項及び第3項において同じ。）

3 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

5 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除であつて請負者が市長に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて市長に到達したものとみなす。

6 市長が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、市長に帰属する。

(主任技術者、現場代理人等)

第22条 請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）

(2) 監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ）

(3) 専任の主任技術者（法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）

(4) 監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(5) 専任の監理技術者（法第26条第5項の規定により選任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）

2 請負者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

4 請負者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使することができるのとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者又は専任の監理技術者及び専門技術者は、兼ねることができる。

6 市長は、第3項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めるときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

#### 第22条の2 略

（工事関係者に関する措置請求）

第23条 市長は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは専任の監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 市長又は監督員は、主任技術者又は専任の監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 請負者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市長に通知しなければならない。

(1) 現場代理人

(2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

4 請負者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使することができるのとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

6 市長は、第3項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めるときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

#### 第22条の2 略

（工事関係者に関する措置請求）

第23条 市長は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 市長又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 請負者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市長に通知しなければならない。

- 4 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

第24条

～ 略

第25条

(支給材料及び貸与品)

- 第26条 市長が請負者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、請負者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、その旨を直ちに市長に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。
- 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 5 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の規定による検査によつては発見することが困難であつた隠れたかしがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。
- 6 市長は、請負者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによつても工事の目的を達成できると認められる場合にあつては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求することができる。
- 7 市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は

- 4 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

第24条

～ 略

第25条

(支給材料及び貸与品)

- 第26条 市長が請負者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、請負者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、その旨を直ちに市長に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。
- 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 5 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であつたものに限る。）などがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。
- 6 市長は、請負者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによつても工事の目的を達成できると認められる場合にあつては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求することができる。
- 7 市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は

貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所及び引渡時期を変更することができる。

8 請負者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 請負者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によつて不用となつた支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。

10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。

第26条の2

～ 略

第41条

(前金払)

第42条 請負者は、1件の請負代金額が300万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を市長に提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。

2 前項の規定により前払金の支払を受けた場合において、請負に係る建設工事が次の各号に掲げる要件に該当するときは、請負者は、当該前払金に追加して支払を受けようとする前払金について保証事業会社と保証委託契約を締結し、当該契約に係る保証証書を市長に提出して、請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。ただし、請負者が第45条に規定する部分払金の支払を受けている場合又は調査基準価格に満たない価格で契約を締結した場合は、この限りでない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所及び引渡時期を変更することができる。

8 請負者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 請負者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によつて不用となつた支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。

10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となつたときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。

第26条の2

～ 略

第41条

(前金払)

第42条 請負者は、1件の請負代金額が300万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を市長に提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。

2 前項の規定により前払金の支払を受けた請負者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を市長に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。ただし、請負者が第45条に規定する部分払金の支払を受けている場合又は調査基準価格に満たない価格で契約を締結した場合は、この限りでない。

3 前項の規定による請求をしようとする請負者は、市長に対し、あらかじめ、

3 市長は、前2項に規定する請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。  
(前払金等の変更)

第43条 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前払金の支払を請求することができる。この場合において、あらかじめ保証委託契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。

3～6 略

第44条

～ 略

第48条

(かし担保)

第49条 市長は、工事目的物にかしがあるときは、請負者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市長は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第39条第4項又は第5項（第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けたとみなされる日から2年（木造その他これに準ずる構造の工作物の建設工事にあつては1年、設計図書で別に期間を定めた建設工事にあつては当該期間）以内に行わなければならない。ただし、そのかしが請負者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 市長は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、当該申請を受けた日から7日以内に当該認定の結果を通知するものとする。

5 市長は、第1項又は第2項に規定する請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。  
(前払金等の変更)

第43条 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前払金の支払を請求することができる。この場合において、あらかじめ保証委託契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

2 前条第5項の規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。

3～6 略

第44条

～ 略

第48条

(契約不適合責任)

第49条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、請負者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。



3 市長は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

4 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、請負者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第50条 請負者の責めに帰すべき事由により工期内に建設工事を完成することができない場合においては、市長は、損害金の支払を請負者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 市長の責めに帰すべき事由により、第40条第2項（第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定する期日までに請負代金が支払われなかつた場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。

#### 第5章 請負契約の解除

(市長の解除権)

第51条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。

3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### 第50条 削除

#### 第5章 請負契約の解除

(市長の催告による解除権)

第51条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限り

(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかになると認められるとき。

(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかつたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第54条第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書（第20号様式）により、請負者に通知するものとする。

でない。

(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。

(2) 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかになると認められるとき。

(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかつたとき。

(4) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書（第20号様式）により、請負者に通知するものとする。

(市長の催告によらない解除権)

第51条の2 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 請負者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第54条又は第54条の2の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

(10) 請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（請負者が個人である場合にあっては当該個人をいい、請負者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、市長が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク 市長が第14条の2第3項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

(契約が解除された場合等の違約金)

第52条 次の各号のいずれかに該当する場合には、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額（調査基準価格に満たない金額で契約を締結した場合は、当該請負代金額の10分の3以上の額）を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によつて請負者の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 請負者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもつて第1項の違約金に充当することができる。

第53条 市長は、建設工事が完成するまでの間は、第51条第1項の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 第51条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3 市は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(請負者の解除権)

第54条 請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、請負契

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

(市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条の3 第51条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第52条 削除

(市長の任意解除権)

第53条 市長は、建設工事が完成するまでの間は、第51条又は第51条の2の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 第51条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3 市は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(請負者の催告による解除権)

第54条 請負者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてそ

約を解除することができる。

(1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 市長が請負契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。

2 請負者は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償につき必要な費用の負担を市に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第55条 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項

の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(請負者の催告によらない解除権)

第54条の2 請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第54条の3 第54条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第55条 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と

中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となつた特殊な工場製品」と読み替える。

2～5 略

6 請負者は、請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は第2項の検査に合格しなかつた出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。

7 請負者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

8 略

9 略

と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となつた特殊な工場製品」と読み替える。

2～5 略

6 請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は第2項の検査に合格しなかつた出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。

7 請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

8 略

9 略

10 工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

(市長の損害賠償請求等)

第55条の2 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期限内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第51条又は第51条の2の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1(調査基準価格に満たない価格で契約を締結した請負者にあつては、請負代金額の10分の3)に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第51条又は第51条の2の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が請負契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、市長が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、請負契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を請求することができるものとする。

6 第2項の場合(第51条の2第1項第8号及び第10号の規定により、請負契約が解除された場合を除く。)において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(請負者の損害賠償請求等)

第55条の3 請負者は、市長が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第54条又は第54条の2の規定により請負契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第40条第2項(第46条第1項において準用する場合を含む。)に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、請負契約の締結時における財務大臣が決定す

る率を乗じて計算した額の利息を付した額の遅延利息の支払を市長に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第55条の4 市長は、引き渡された工事目的物に関し、第39条第4項(第46条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。



第56条

～ 略

第57条

(あつせん又は調停)

第58条 請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び請負者は、法第25条の規定により設置された建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは主任技術者若しくは専任の監理技術者、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市長が決定を行った後又は請負者若しくは市長が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、市長又は請負者は、前項のあつせん又は調停を申請することができない。

第59条

～ 略

第61条

附則 略

様式 略

第56条

～ 略

第57条

(あつせん又は調停)

第58条 請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び請負者は、法第25条の規定により設置された建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市長が決定を行った後又は請負者若しくは市長が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、市長又は請負者は、前項のあつせん又は調停を申請することができない。

第59条

～ 略

第61条

附則 略

様式 略